

# 意見案第3号

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

地方公共団体の現状は、急速な少子・高齢化の進行に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、急激に進められている地方公共団体情報システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感日々深刻化している。

政府は「骨太方針2024」において、2024年度の地方一般財源水準を2027年度まで確保することとしているが、採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状にある中、不足する人員体制の改善を図りつつ、行政需要にしっかりと対応していく必要がある。

よって、国においては、2025年度政府予算と地方財政の検討に当たっては、人件費の確保まで含めた地方財政基盤の確立を目指すよう、次の事項の実現を求める。

### 記

- 1 地方財政計画の策定に当たっては、社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、中小企業支援、防災・減災、地域公共交通の再構築など、地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を含め十分な地方財源の確保・充実を図ること。
  - 2 子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫することがないように十分な拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講ずること。
  - 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。あわせて、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税・消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
  - 4 政府が減税政策を行う場合、「国と地方の協議の場」を活用して地方の意見を反映するなど、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。
  - 5 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対して、減額措置を行わないこと。
  - 6 会計年度任用職員においては、2024年度から勤勉手当の支給が可能となったことから、引き続き、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
  - 7 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源確保を図ること。また、戸籍等への記載事項の追加など、DX化に伴いシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
  - 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
デジタル大臣  
内閣府特命担当大臣(こども政策)

各通

北海道議会議長 富原 亮